

敦賀市監査委員告示第11号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した、定期監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年3月30日

敦賀市監査委員	安久彰
同	中村淳
同	有馬茂人

定期監査結果報告

1 監査の基準

敦賀市監査基準に準拠

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査

3 監査の対象

教育委員会

教育総務課

学校教育課（ハートフル・スクール、幼稚園、学校給食センター）

生涯学習課

生涯学習センター（図書館、プラザ萬象、少年愛護センター、少年自然の家、
公民館）

文化振興課（博物館、みなとつるが山車会館）

スポーツ振興課（総合運動公園、市立体育館、武道館、きらめきスタジアム）

4 監査の範囲

令和元年度及び令和2年度（4月から10月末まで）における事務の執行状況及び事業の管理状況

5 監査の実施日

令和3年1月15日、18日、19日

6 監査の実施内容

財務に関する事務の執行及び事業の管理が適正に行われているかについて、正確性、合規性、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、関係書類の調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

7 監査の着眼点

- （1）予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- （2）事務処理で法令に違反するものはないか。
- （3）事務事業の執行に当たっては、市民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。

(4) その他事務の執行が適正かつ的確に行われているか。

8 監査の結果

各課等における財務に関する事務の執行については、監査した範囲において、おおむね適正に行われているものと認められた。

なお、次の事項については、必要な措置を講じるよう求める。

(1) 固定資産台帳について

交換及び寄附受けした土地等については、固定資産台帳更新基準に基づく統一的な判断により、適切に計上されたい。 【教育総務課】

(2) 文書管理について

日常業務において随時発生する伝票等の書類について、業務効率化の観点からも一定のルールの下、適切に整理するよう努められたい。 【学校教育課】

(3) 補助事業に係る講師謝礼について

小中学校の補助事業において各校から講師に支払う謝礼について、適正に源泉徴収するよう指導されたい。 【学校教育課】

(4) 業務委託契約について

施設の舞台運営管理業務委託契約について、今後は、特別な理由により舞台が稼働しない期間が生じた場合を想定した契約条項の追加を検討されたい。 【プラザ萬象】

(5) 補助事業について

補助事業における経費支出について、支払相手等の妥当性を慎重に判断するとともに、透明性の確保に努められたい。 【文化振興課】

(6) 美術品等の減価償却について

固定資産台帳に計上する美術品等については、税法上の基準や個々の要素等を総合的に勘案し、減価償却の要否を判断するよう努められたい。 【博物館】

(7) 外郭団体の会計事務について

事務局を務める外郭団体の会計事務について、複数会計が存在する団体においては、保有するすべての会計を含めた決算報告書を作成し団体監査を受ける等、適切に事務を執行されたい。 【スポーツ振興課】

(8) 指定管理者の経理業務について

公の施設の指定管理者における経理業務について、不適切処理の防止及び透明性確保の観点から、特定の個人に任せるのではなく組織的に行うよう指導された
い。 【スポーツ振興課】